

組織共用メールの範囲について

該当する	組織共用の実質を備えた状態で管理されている電子メール	<ul style="list-style-type: none"> ◇1対1メール <ul style="list-style-type: none"> ・公用PCの共有フォルダで管理 ・プリントアウトしたものを当事者以外の職員が管理 ◇1対1メールの内容が転送先の公用PCで管理 ◇1対多数のメール(同報メール、CC、BCC)
該当しない	2人の送受信だけに留まるもの	<ul style="list-style-type: none"> ◇1対1メール <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が公用PCのマインドキュメント、メールボックスで管理 ・プリントアウトしたものを当事者のみが管理
	府の機関が管理していないもの	◇私用PCで管理